

国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ実施基準

地方スポーツの推進、国民の健康増進・体力の向上等をはじめ、国民のスポーツ推進を図るために、正式競技及び公開競技以外の競技を対象に、次の条件の範囲において、生涯スポーツ社会の実現に寄与するという観点から、国民スポーツ大会開催基準要項第 10 項（5）に定める「デモンストレーションスポーツ」として実施することができる。

1. 実施対象

原則として、開催地都道府県体育・スポーツ協会加盟団体の競技であること。これ以外の競技を実施する場合は、開催地都道府県の特性を生かしたもの、あるいは開催地都道府県民のスポーツ推進のため重点的に実施されているもので、いずれも当該都道府県体育・スポーツ協会の推薦するものとする。

なお、正式競技、公開競技の開催に支障のない範囲で実施しなければならない。

2. 運営について

開催地都道府県競技団体が主管する。

3. 参加者の範囲

原則として、開催地都道府県内に居住している者とする。

4. 実施決定の時期と申請

当該大会開催地決定時とし、次の事項を記載した実施申請書を公益財団法人日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣あて提出する。

- (1) 実施競技名
- (2) 実施する理由
- (3) 会場地、会場
- (4) 参加人員
- (5) 参加資格
- (6) 実施方法
- (7) その他特に必要とする事項

5. 実施時期

原則として、当該大会開催年度の 4 月 1 日以降、大会の会期内で開催することとし、当該開催県と開催地都道府県競技団体が調整の上、日本スポーツ協会が決定する。

6. その他

- (1) 参加者には、大会参加記念章を与えることができる。
- (2) その他の事項については、国民スポーツ大会開催基準要項及び同細則に準じる。
- (3) 本基準の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

〈 附 則 〉

本基準は、平成 20 年 11 月 12 日に制定し、第 70 回大会より施行する。

本基準は、平成 23 年 8 月 25 日に改定し、第 70 回大会より施行する。

本基準は、平成 24 年 12 月 20 日に改定し、第 70 回大会より施行する。

本基準は、平成 27 年 12 月 10 日に改定し、施行する。

本基準は、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、施行する。

本基準は、令和 2 年 9 月 10 日に改定し、施行する。

本基準は、令和 6 年 1 月 1 日に改定し、施行する。